

「週休２日」試行工事実施要領

（趣旨）

第１条 この要領は、指宿市建設部（営繕事業を除く。）が発注する建設工事において、「週休２日」試行工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

なお、営繕事業については、「営繕工事における「週休２日」試行工事実施要領」を別途定める。

（目的）

第２条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安心安全な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として週休２日制が可能な環境づくりを推進することを目的とする。

（対象工事）

第３条 対象工事は、原則として指宿市建設部（営繕事業を除く。）が発注する全ての工事（土木工事標準積算基準書を用いて積算を行う業務委託を含む。）とするが、社会的要請により、早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

（発注方式）

第４条 対象工事については、全て発注者指定方式により発注することを原則とする。

また、週休２日の種別については「週休２日（現場閉所型）」の完全週休２日（週単位の週休２日）を基本とし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休２日（現場閉所型）」の月単位の週休２日、通期の週休２日、または「週休２日（交替制）」とすることができる。

「週休２日（交替制）」の完全週休２日として発注した場合において、現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休２日（交替制）」の月単位の週休２日、もしくは通期の週休２日とすることができる。

なお、「週休２日（現場閉所型）」の完全週休２日として発注した場合において、受注者が「週休２日（交替制）」を希望するときは、受発注者間で協議し変更することができるものとする。

２ 発注者は、特記仕様書に「週休２日」試行工事の対象であることを明示するものとする。

（週休２日の定義）

第５条 本要領における週休２日の定義は、以下のとおりとする。

（１）週休２日工事

週休２日（現場閉所型）工事及び週休２日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休2日（現場閉所型）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日（週単位の週休2日）

対象期間内の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

④ 降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

ア) 夏季休暇3日間及び年末年始6日間

イ) 工場製作のみを実施している期間

ウ) 工事の全体を一時中止している期間

エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平

均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が 28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休 2 日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が 28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では 28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4 週 8 休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休 2 日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が 28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

④ 降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が 1 週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

ア) 夏季休暇 3 日間及び年末年始 6 日間

イ) 工場製作のみを実施している期間

ウ) 工事の全体を一時中止している期間

エ) 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を 24 時間通して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

（実施手続）

第 6 条 受注者は、施工計画書提出時に、週休 2 日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表【完全週休 2 日】（別紙 1 参照）」を発注者に提出する。

月単位の週休 2 日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表【月単位・通期】（別紙 2 参照）」を再提出すること。

週休 2 日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の週休 2 日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

2 受注者は、「週休 2 日」試行工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

3 受注者は、月に 1 回程度を目安として、現場閉所を確認できる資料等（現場閉所実績が記載された工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等）について発

注者に提示し、現場閉所の状況について確認を受けるものとする。

- 4 受注者は、契約変更時及び工事完了後に休日の取得実績を記載した「計画実績表」を発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(工事費の積算)

第7条 発注者は、現場閉所型の完全週休2日を達成した場合の補正係数、または交替制の完全週休2日を達成した場合の補正係数を各経費に乗じたうえで予定価格を作成するものとする。

なお、現場閉所、もしくは平均休日率の達成状況を確認後、完全週休2日に満たないものについては、月単位の4週8休の補正係数に変更し、月単位の4週8休に満たないものについては、補正係数を除した変更を行うものとする。

また、市場単価方式、土木工事標準単価による積算に当たっては、別表1、2に示す補正係数を乗じるものとする。

[一般土木事業]

(1) 週休2日（現場閉所型）工事

完全週休2日

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2

【共通仮設費率】 1. 0 1

【現場管理費率】 1. 0 2

(2) 週休2日（交替制）工事

完全週休2日

【労務費】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 3

月単位の週休2日（4週8休以上）

【労務費】 1. 0 2

【現場管理費率】 1. 0 2

(工事成績評定の取り扱い)

第8条 提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合又は受注者の責により週休2日を確保できない場合については、必要に応じて、指宿市建設工事成績評定要領における考査項目「7. 法令遵守等」の「8. その他」の項目において、点数を減ずる措置を講ずるものとする。

なお、対象期間において、月単位（完全週休２日含む）の週休２日以上を取組を達成した場合は、「工程管理」及び「創意工夫」の項目で加点対象として評価する。

（留意事項）

第９条 「週休２日」試行工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- （１） 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- （２） 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- （３） 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来の取扱いとする。
- （４） 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- （５） 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、完全週休２日が可能な環境づくりを推進すること。
- （６） 発注者は書類の作成負担等を考慮し、新たな資料の作成を求めない。

附 則

この要領は、令和５年６月１日以降に公告又は指名通知を行う工事から適用する。

この要領は、令和６年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年４月１日から適用する。

この要領は、令和７年８月１日から適用する。